

和歌山県後期高齢者医療広域連合広域計画

[第2次]

平成24年4月

和歌山県後期高齢者医療広域連合

1 広域計画の趣旨

後期高齢者医療制度は、高齢化の進展に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢世代と若年世代の負担の明確化、医療の適正化等を図ることを目的に、75歳以上の高齢者等を対象に独立した医療制度として創設されました。

この後期高齢者医療制度は、平成20年4月に施行されましたが、施行当初は、制度についての説明が不十分であったこともあり、問い合わせや意見が多く寄せられ、大きな混乱を来すことになりました。そのため高齢者の皆様に制度を理解していただけるよう広報活動に取り組む一方、国においては保険料軽減などの特別対策を実施し、制度の安定的運営と定着に努めてまいりました。

国では政権交代に伴い、後期高齢者医療制度の廃止に向けて新たな制度のあり方を検討することになり、移行に向けての準備が進められているところです。

和歌山県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、後期高齢者医療制度に係る事務を総合的かつ計画的に行うために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づき、策定されたものです。平成19年2月1日に和歌山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）を設立し、同年7月に広域連合及び和歌山県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）が行う事務について、平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間として「第1次広域計画」を策定しました。

今回策定する第2次広域計画は、国において新たな医療制度に移行する準備が進められていますが、第1次広域計画の計画期間の状況を踏まえ、広域連合と関係市町村が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら、新たな制度に移行するまで、後期高齢者医療制度に係る事務処理について基本的な事項を定めるものです。

2 制度をとりまく状況

現在、国においては後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度に移行する準備が進められていますが、新たな制度がスタートするまで、広域連合としては、引き続き保険者機能を充実し、安定した医療の給付に取り組むとともに、関係市町村との連携を取りながら医療費の適正化、保険料収入の確保など保険財政の健全化、安定化に努める必要があります。

また、現行制度が廃止され、新たな制度へ移行する際には、被保険者並びに関係市町村に混乱が生じないように円滑な移行に努めることも必要です。

広域連合としては、関係市町村と相互に役割を担い、現行制度の健全な運営を図るとともに、新制度へのスムーズな移行に努めます。

3 広域計画の項目

広域計画は、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載します。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

4 広域連合及び関係市町村が行う事務

広域連合及び関係市町村は、後期高齢者医療制度の実施に関連して、次の事務を行います。

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

広域連合は、関係市町村から提供された情報を基に被保険者台帳により資格を管理し、資格の認定、一斉更新時における被保険者証の作成等の事務を行います。

関係市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失、異動の届出等の受付、被保険者証の引き渡し等の事務を行います。

(2) 医療給付に関する事務

広域連合は、入院及び外来の現物給付される診療費、療養費、高額療養費の審査及び支払、葬祭費の支給などを行うとともに、給付実績を一括管理します。また、レセプトの点検及び保管も行います。

関係市町村は、医療給付を行うための手続に関する事務のうち、被保険者からの申請及び届出の受付等を行います。

(3) 保険料の賦課及び徴収に関する事務

広域連合は、関係市町村が持つ課税情報等を活用して、保険料の賦課決定を行います。

関係市町村は、保険料の徴収及び滞納整理を行います。

(4) 保健事業に関する事務

被保険者の健康増進のため、広域連合と関係市町村は協力して必要な事業の推進に努めます。

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

後期高齢者医療制度に対する住民の理解を得て、制度の円滑な運営を図るため広域連合と関係市町村が連携して広報活動を行うとともに、住民からの問い合わせ、相談等に対応します。

5 広域計画の期間及び改定

この広域計画の期間は、平成24年度から新制度移行までの間とします。

ただし、広域連合長が計画変更を必要と認めたときは、議会の議決を経て随時改定を行うこととします。